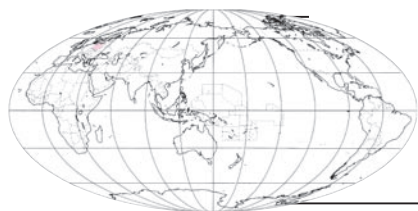


ドイツにおける「閉店法」の歴史と緩和の動き

日本貿易振興機構(ジェトロ) 海外調査部欧州課 高塚 一



日本では、コンビニエンスストアやスーパーマーケットが24時間営業しているのは、ごく当たり前の光景である。しかし、欧州では「閉店法」と呼ばれる法律により、小売店の営業時間が制限されてきた。ドイツでも、戦前から「閉店法」により営業時間が制限されてきたが、近年緩和される方向にある。

戦前から存在した「閉店法」

ドイツにおける「閉店法」の歴史は長い。1900年にドイツ帝国で「閉店法」が施行された。同法では、小売店の営業は平日の5時から21時まで許可されていたという。

戦後は1957年に、旧西ドイツで「閉店法」が施行され、この法律がその後の「閉店法」の基礎となった。同法では、例外はあるものの、原則として、平日は7時から18時30分まで、土曜日は7時から14時までの営業を認めていた。日曜は例外を除き営業が許可されていなかった。

その後、1989年の改正で、木曜日の営業が20時30分まで可能となり、1996年には営業時間が平日は20時まで、土曜は16時までとなった。2003年の改正では、土曜日も20時まで営業が可能となるなど、戦後、「閉店法」は、徐々にではあるが、段階的に緩和されてきた。

「閉店法」導入の背景

そもそも、ドイツではなぜ小売店の営業時間が法律によって定められているのだろうか。

「閉店法」が導入された背景として、大きく三つ挙げられる。一つは宗教的、文化的なものである。日曜日はキリスト教の安息日であり、宗教的観点からその慣習を保護することがその目的である。このため、教会は「閉店法」の緩和に一貫して反対してきた。

二つ目の背景は労働者保護である。小売店の営業時間が長くなると、結果として労働者に長時間労働を強いる可能性がある。これを防ぐために、営業時間を制限するというものだ。2003年に改正された「閉店法」の条文においても、「労働者の特別な保護」という章を設け、労働者の長時間労働を防ぐ条項を設定している。

三つ目は、小規模小売店の保護である。営業時間が法定されていないと、資本金のある大規模小売店が営業時間を延長することで、小規模小売店の客を奪い、小規模小売店が生き残れなくなる可能性がある。

柔軟性ある「閉店法」

営業時間が法律で決められていると聞くと、「閉店法」で定められた時間以外は一切営業が認められないという印象を持つかもしれない。しかし、実際には、「閉店法」は数々の例外規定を設けている。たとえば、同法は薬局、ガソリンスタンド、空港や駅、観光地の店舗などに特例を認めている。ガソリンスタンドを例にとれば、「(営業時間の制限にも関わらず) ガソリンスタンドは全ての日について24時間営業できる」(同法6条1項)と定める。このため、ガソリンスタンドで日用品などを販売することで、ドイツ人にとってガソリンスタンドが日本の「コンビニ」の役割を果たしていることも多いのである。

また、2006年にドイツで開催されたサッカーの世界カップの際も、期間限定で営業時間が延長された。ワールドカップ開催期間中、ドイツの16州のうち5州で平日の24時間営業が許可されたのである。たとえば、試合が行われた三つのスタジアムがあるノルトライン・ヴェストファーレン州では、平日および土曜日は24時間、試合の行われる日曜日は14時から20時の営業を認めた。

●表 「閉店法」の州別法制化状況

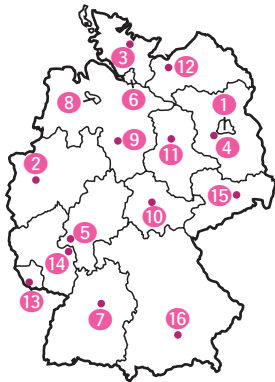
地図	州名(州都)	施行日	概要
①	ベルリン (ベルリン)	2006年11月15日	●月曜～土曜は24時間営業可。 ●日曜祭日は、閉店時間を管轄する州政府部署が定めた年に4回および店主が定めた年2回営業可。加えて、待降節(クリスマス前の4週間)の日曜日は13時～20時まで営業可。
②	ノルトライン・ヴェストファーレン (デュッセルドルフ)	2006年11月21日	●月曜～土曜は24時間営業可。 ●日曜祭日は年に4回のみ営業可。
③	シュレーズヴィヒ・ホルシュタイン (キール)	2006年12月1日	●月曜～土曜は24時間営業可。 ●日曜祭日は年に4回のみ営業可。
④	ブランデンブルク (ポツダム)	2006年12月1日	●月曜～土曜は24時間営業可。 ●日曜祭日は年に6回のみ営業可。
⑤	ヘッセン (ヴァイスバードン)	2006年12月1日	●月曜～土曜は24時間営業可。 ●日曜祭日は年に4回のみ営業可。
⑥	ハンブルク (ハンブルク)	2007年1月1日	●月曜～土曜は24時間営業可。 ●日曜祭日は年に4回のみ営業可。
⑦	バーデン・ヴェルテンベルク (シュツットガルト)	2007年3月6日	●月曜～土曜は24時間営業可。 ●日曜祭日は年に3回のみ営業可(2007年は年に4回)。
⑧	ブレーメン (ブレーメン)	2007年4月1日	●月曜～土曜は24時間営業可。 ●日曜祭日は年に4回のみ営業可。
⑨	ニーダーザクセン (ハノーファー)	2007年4月1日	●月曜～土曜は24時間営業可。 ●日曜祭日は年に4回のみ営業可。
⑩	チューリンゲン (エルフルト)	2006年11月24日	●月曜～金曜は24時間営業可。 ●土曜は20時まで営業可。 ●日曜祭日は年に4回のみ営業可。
⑪	ザクセン・アンハルト (マクデブルク)	2006年11月30日	●月曜～金曜は24時間営業可。 ●土曜は20時まで営業可。 ●日曜祭日は年に4回のみ営業可。
⑫	メクレンブルク・フォアポンメルン (シュヴェーリン)	2007年7月2日	●月曜～金曜は24時間営業可。 ●土曜は22時まで営業可。 ●日曜祭日は年に4回のみ営業可。観光地はシーズン中日曜の営業が可能。
⑬	ザールラント (ザールブリュッケン)	2006年11月15日	●月曜～土曜は6～20時まで営業可。年に1回のみ24時間営業可。 ●日曜祭日は年に4回のみ営業可。
⑭	ラインラント・プファルツ (マインツ)	2006年11月29日	●月曜～土曜は6時～22時まで営業可。年に8回のみ24時間営業可。 ●日曜祭日は年に4回のみ営業可。
⑮	ザクセン (ドレスデン)	2007年4月1日	●月曜～土曜は6時～22時まで営業可。年に5回のみ24時間営業可。 ●日曜祭日は年に4回のみ営業可。
⑯	バイエルン (ミュンヘン)	—	●当面変更の予定なし(従来の「閉店法」どおり)。



(注) 法律の詳細については各州毎に異なる。

(出所) 「食糧新聞 (Lebensmittelzeitung)」、州政府資料等から筆者作成。

● ドイツ16州 (丸数字が表内の地名の場所を示す)



ウィンドウショッピングをする人
(デュッセルドルフ、地図中②)

「閉店法」の権限、国から地方へ委譲

戦後徐々に緩和されてきた「閉店法」に、2006年、大きな変化が訪れた。2006年9月1日に連邦基本法（憲法）の改正が行われ、この中で、「閉店法」を定める権限が、連邦政府（国）から州政府（地方）に委譲されたのである。これにより、州政府は営業時間をそれぞれ自由に規定することができるようになった。

州ごとに「閉店法」改正の議論がなされたが、緩和に賛成する者は、①競争によるサービスの向上、②社会の多様化（労働時間の変化等）に小売店が適応できることなどをその理由に挙げた。他方、反対論者は、①労働者に長時間労働を課すことになる、②小規模小売店が弱体化することなどを挙げて反対した。

結局、議論の末、16州のうち12州で平日の24時間営業が認められることとなった。バイエルン州は当面従来どおりとするなど、一部例外はあるものの、7割以上の州で24時間営業が認められ、営業時間は抜本的に緩和されたのである（各州の導入状況等については表および地図参照）。

試験的に営業時間延長も売上伸びず

ベルリン州がもっとも早く24時間営業を法制化してから、すでに1年以上が経過した。従来から「閉店法」の緩和を要求していた大規模小売店は、改正後、大幅に営業時間を拡大したのだろうか。

各社ごとに対応は異なるが、主要大規模小売店の多くは試験的に営業時間を拡大したものの、そ

れが売上増には結びついていないようだ。街の繁華街や、工場のシフト労働がある工業地域では、営業時間の延長が浸透しているところもあるようだが、一部に留まる。

スーパー大手のレーベ社は、ドイツ国内約1,500の店舗の営業時間を試験的に22時まで延長した。この結果、売上は好調で、試験期間延長を決めた。しかし、積極的に見える同社でも「当面、24時間営業は予定していない」という。

抜本的緩和後も浸透はまだ先

消費者側にも24時間営業を強く望む声はそこまで大きくないようだ。DIY大手オビ社の広報は「ドイツの顧客が24時間ショッピングを受け入れるまでには、長い期間が必要」とする。

その理由として、上述の通り、すでに従来の「閉店法」で各種例外が認められていたことに加え、ドイツでは歴史のある「閉店法」に合わせた生活スタイルが定着していることが挙げられる。たとえば、従来営業が認められていなかった日曜にウィンドウショッピングをして楽しむことは、ドイツ人の生活スタイルとして定着している（写真）。

日本人にとって、24時間営業の店が身近にないことは、極めて利便性が悪いように感じる。しかし、長い間「閉店法」に合わせた生活をしてきたドイツでは、その生活スタイルが深く定着している。法律上、営業時間は抜本的に緩和されたものの、実際にそれが浸透するにはまだ時間がかかりそうである。